

日本年金機構の次期中期目標について（論点案）

中期目標の期間

- 現行の中期目標の期間は、年金記録問題への対応を平成25年度までの「国家プロジェクト」と位置付けていることから「平成22年1月1日から平成26年3月31日までの4年3か月」となっているが、次期中期目標期間は「平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年」としてはどうか。
※ 機構法上は、「厚生労働大臣は、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、」と規定。

中期目標の内容

I 基本的方向

- 国年・厚年の適用・徴収、給付事務、相談事務等の基幹業務を中心に記述してはどうか。
- 年金記録問題への対応については、現行の中期目標では特記されているが、位置付けを見直し、基幹業務の中の一つとして記述してはどうか。
- 今後の機構事務の改革のため、業務・システムの刷新を記述してはどうか。
- 平成26年度以降に施行予定の年金受給資格期間の短縮、年金生活者支援給付金の支給、被用者年金制度の一元化、パート労働者への適用拡大、社会保障・税番号導入等の制度改正への対応を位置付けてはどうか。

II 具体的項目及び視点

第1 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 政府管掌年金事業の円滑な実施

(1) 国民年金の適用・徴収対策

- 国民年金の適用を促進するよう記述してはどうか。
- 国民年金の納付率の向上に努めるよう記述してはどうか。

(2) 厚生年金保険等の適用・徴収対策

- 厚生年金保険等の適用を促進するよう記述してはどうか。
- 厚生年金保険等の保険料の収納率の向上に努めるよう記述してはどうか。

(3) 年金給付事務

- 年金給付事務について所要日数や正確性に関する目標を定め、年金給付の迅速な決定、正確な事務に努めることが必要ではないか。
- 特に、年金給付関係の事務処理誤りが依然として発生している状況を踏まえ、要因分析や再発防止に向けた取組が必要ではないか。

(4) 年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止

- 年金記録の回復のため、引き続き、国民からの届出への適切、迅速な対応を行うことが必要ではないか。
- 年金記録問題の再発防止のため、ねんきん定期便及びねんきんネットによる記録の情報提供、基礎年金番号の整理、届出の電子化等が必要ではないか。

(5) 事務処理の正確性の確保

- 事務処理誤りの再発防止の取組の推進が必要ではないか。

(6) 年金相談・情報提供等

- 国民が利用しやすい相談体制の整備、国民の視点に立った懇切丁寧な対応に努めるとともに、今後の制度改正に対応しつつ、来所相談における待ち時間の目標やコールセンターにおける応答率の目標を定め、達成することが必要ではないか。
- 公的年金事業に関する国民の理解と信頼を確保するため、分かりやすく効果的な情報提供が必要ではないか。また、ねんきんネット等による年金個人情報の提供の充実を図ることが必要ではないか。

(7) 国民サービスの向上

- 国民の声を的確に把握・分析して、その内容を業務運営に反映させ、国民サービスの向上に努めることが必要ではないか。

(8) I C T 化の推進

- 国民の利便性の向上と事務の効率化を図るため、電子申請の利用促進やねんきんネットの機能拡充などICT(情報通信技術)化の推進が必要ではないか。

2 年金制度改革等への対応

- 次期中期目標期間中に施行が予定されている年金制度改革や社会保障・税番号制度導入について、必要な体制を整備し、円滑かつ確実に対応することが必要ではないか。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1 業務運営の効率化

(1) 効率的な業務運営体制

- 業務の合理化・効率化や標準化を進めることが必要ではないか。
- 国民の声や年金事務所等の職員の意見を業務改善に反映させることが必要ではないか。
- 都道府県域を越えた事務集約化に向けた事務処理体制の検討や年金事務所の利便性を踏まえた適正配置についての検討が必要ではないか。

(2) 運営経費の抑制

- 基本計画策定時には想定されていなかった業務について確実に実施できることを前提としつつ、一般管理費・業務経費について、業務の効率化により一定程度抑制することが必要ではないか。

(3) 外部委託の推進

- 外部委託の推進、委託業務の品質の維持・向上を図ることが必要ではないか。

(4) その他業務運営の効率化の取組

- 適正かつ合理的な契約方法の活用、調達案件の厳正な審査・点検の実施等により、契約の競争性・透明性の確保、コスト削減に努めることが必要ではないか。

2 社会保険オンラインシステムの運用・開発、見直し

- 現行の社会保険オンラインシステムの適切かつ確実な運用と制度改正や業務改善に対応した開発を行うことが必要ではないか。
- 「公的年金業務の業務・システム最適化計画」に沿って、社会保険オンラインシステムの見直しに取り組むことが必要ではないか。

第3 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要な事項

(1) 内部統制システムの有効性の確保

- コンプライアンス確保やリスクの未然・再発防止を重視し、内部統制の仕組みが有効に機能するための取組を推進することが必要ではないか。
- 文書の原本管理・保管を徹底するとともに、保存文書の電子データ化を含め、適正に管理・保管することが必要ではないか。

(2) 人事及び人材の育成

- 職員人事の本部一括化を引き続き行い、正規職員については、全国異動を基本

とするキャリアパターンの確立を進めるとともに、本人の適性等を踏まえた適材適所の人事を行うことが必要ではないか。

- 能力・実績本位の人材登用を進めることが必要ではないか。
- 組織目標に掲げられた事項への取組成果を適正に評価できる人事評価制度の運用が必要ではないか。
- 職員の資質向上を図るため、研修の充実に努めることが必要ではないか。

(3) 情報公開の推進

- 業務運営の状況や役員に関する情報等を年次報告書(アニュアルレポート)などで分かりやすく公開することが必要ではないか。
- 不適正事案や事務処理誤りなどの事案について、事案の重要性等に応じ、速やかに公表するとともに、定期的に情報提供することが必要ではないか。

(4) 個人情報の保護

- 個人情報に関するセキュリティー対策を講じ、個人情報の保護・管理に万全を期すことが必要ではないか。